

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 7 月 13 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | 滝沢 拓真 |
| 2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 | 20260709-0162 |

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市公告第 172 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 7 月 13 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | 蔡 在秉 |
| 2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 | 20260707-0130 |

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市公告第 173 号

都 市 公 園 の 供 用 開 始 に つ い て

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 13 日

市川市長 田 中 甲

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. 名称及び位置 | 新たに開設するもの |
| | <div>北方児童公園</div> |
| | 市川市北方一丁目 7 7 番 6 |
| 2. 供用開始の期日 | 令和 8 年 7 月 13 日 |
| 3. 区 域 | 市川市北方一丁目 7 7 番 6 |

なお、関係図書を市川市公園緑地課において一般の縦覧に供する。